「令和4年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見

2021年12月28日 埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた施策と取り組みに敬意を表します。

また、新型コロナウイルス感染症が広がってからまもなく3年目を迎える中、保健所を 中心に対策と対応に奮闘し続けていることに感謝いたします。

11月30日に公表されました「令和4年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」について、食の安全に関する取り組みをさらに前進させる立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

1. 飲食店・食品製造施設への監視指導に関して

(1) HACCP に沿った自主管理の推進において、新規事業者への積極的な周知や、小規模 事業者向け手引きを活用した巡回指導を計画的に進められることを要望します。ま た、適切に実施している事業者に証明書を発行することは、事業者にとっても消費 者が安心して利用するためにも有効であると考えますので、大規模事業者はもちろ んのこと、中・小規模事業者においても積極的に取得できるよう、年度ごとの目標 値を持って促進されるよう要望します。

また、確実な運用につながるよう、小規模事業者を対象とした導入後のフォローアップ講習についても検討いただくようお願いします。

- (2) 近年、ジビエ(野生鳥獣肉)の有効活用が広がり、一部ではブランド化も進んでいます。計画では、事業者や消費者への注意喚起を盛り込んでいますが、今後、さらに広がる可能性がある中では、注意喚起に留まらず、衛生処理ガイドラインやマニュアル、HACCP の手法の導入、トレサビリティの仕組みの構築など衛生管理レベルを上げて、監視指導が実施されることを要望します。
- (3) 埼玉県は、外国人事業者が営む飲食店などが多く存在します。温暖化影響と思われる輸入食品のカビによるカビ毒の発生が気になるところであり、外国人事業者への監視指導を十分に行っていただくよう要望します。

2. 検査対象食品等及び検査項目と検査予定数に関して

検査予定数が昨年の計画で下がりましたが、令和4年度については若干の増加となっています。検査結果に基づき、必要な検査項目と検査数を実施することとあわせて、計画にある「食品等事業者の自社検査の推進」については、状況(事実)の把握と評価に基づいて、翌事業年度の計画に反映するよう要望します。

3. 一斉取締まりの実施に関して

コロナ禍により、一斉取締まりが現実的に困難であった状況があったかと思われますが、令和4年度においては完全実施をお願いいたします。

4. 消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項に関して

(1) 食品衛生・食の安全を確保していくうえでは、行政、市民・消費者、事業者の連携 が必要であり、そのためのリスクコミュニケーションの機会を一層増やしていただ くことを要望します。

- (2) 埼玉県は子ども食堂やフードパントリーが多数存在し、今後も広がっていくと見込まれます。賞味期限切れの食品の取り扱いも増加していると思われますが、食品によっても保存状態によってもその期限は変化します。衛生管理の基本について、運営者への講習等、他の部局とも連携して、計画的な実施をお願いします。
- (3) 学校給食における食中毒防止の対策は、引き続き重点課題と捉え、計画に掲げられた教職員や子育て世代、若年層への啓発と教育、リスクコミュニケーションの推進をお願いします。

5. 鳥インフルエンザの拡大防止に関して

今年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。行政からの注意喚起が遅滞なく行われ、事業者による適切な予防措置がはかられるよう、指導をお願いします。

6. 人材育成に関して

コロナ禍で、保健所業務の加重負担が繰り返し伝えられました。食品監視指導を計画通り推進し、県民・市民の食の安全を確保するうえでは、保健所業務における人員の確保と人材の育成が欠かせません。体制強化のひとつとして、人口 30 万人を超える都市における保健所設置の検討を要望します。